

長久手市家具転倒防止事業誓約書

年 月 日

長久手市長 殿

申請者（利用者）住所

氏名

⑨

私は長久手市家具転倒防止事業の利用申請にあたり、下記の事項を承諾することを誓約します。

記

- 1 市が、住所、世帯構成、年齢及び障害又は要介護度の程度等を確認するために、情報が記載されている台帳等を閲覧すること。
- 2 賃貸住宅の場合は、申請者が所有者又は管理者の同意を得ること。
- 3 器具の取付完了後は、市に対して家具等の移動、器具の取外し等を依頼せず、自己の責任において維持管理すること。
- 4 器具の取付完了後に、器具を取り付けた家具等及び家屋について破損等が見つかった場合、市及び取付事業者に対し損害賠償を請求しないこと。
- 5 器具の取付完了後に発生した地震等の災害により、器具を取り付けた家具等が転倒し、事業の対象者等が負傷又は死亡した場合、市及び取付事業者に対し損害賠償を請求しないこと。